

奈良県告示第百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、大和高原北部土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

令和五年六月三十日

奈良県知事 山下 真

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	辻 太郎	奈良市邑地町一五三一
〃	中窪 忠司	〃 丹生町一一二二
〃	東出 守正	〃 〃 一三〇四
〃	殿木戸 崇	〃 月ヶ瀬石打二八四五
〃	上本 多雄	〃 月ヶ瀬桃香野四五三一
〃	阪本 達弘	〃 月ヶ瀬尾山二一四三
〃	東畑 哲雄	〃 都祁白石町二五三
〃	山本 博文	〃 都祁吐山町四二七
〃	笠谷 精文	〃 針町二七一七
〃	北森 好男	〃 都祁友田町七二八
〃	木村 好成	〃 針ヶ別所町七〇二及び七〇三
〃	森中 利也	山辺郡山添村大字菅生一五四五―一
〃	福田 義彦	〃 大字北野一二五四―一
〃	寺畑 恭典	〃 大字春日一八九一
〃	今井 良幸	〃 大字大塩一五四九
〃	下村 雅清	宇陀市室生上笠間三二三〇
〃	南浦 祥登	奈良市学園中四―五四〇―一〇―一一九
〃	津山 恭之	京都府木津川市加茂町例幣正等庵七
〃	並河 健	天理市田井庄町五四六
〃	高見 省次	宇陀市榛原天満台東二丁目八―五
監事	岡田 一夫	奈良市水間町七〇八―三
〃	窪田 良蔵	〃 月ヶ瀬月瀬三一〇
〃	今井 達昌	〃 藪生町二〇一六―二

二 就任役員の名、氏名及び住所

〃	森浦 崇剛	山辺郡山添村大字勝原一八三
〃	今井 康富	宇陀市室生下笠間二六七―一
理事	辻 太郎	奈良市邑地町一五三一
〃	中窪 忠司	〃 丹生町一一二二
〃	西久保 一則	〃 〃 一三三七
〃	東 正彦	〃 月ヶ瀬石打二三五四
〃	相和 一幸	〃 月ヶ瀬桃香野四六二一
〃	上嶋 正彦	〃 月ヶ瀬尾山一四五
〃	荻田 正章	〃 都祁小山戸町一三〇一
〃	草尾 良継	〃 都祁吐山町三八八八
〃	上田 章博	〃 都祁相河町一〇七
〃	大谷 繁樹	〃 針町六〇七
〃	木村 好成	〃 針ヶ別所町七〇二及び七〇三
〃	野村 栄作	山辺郡山添村大字大西二七二―一
〃	福田 義彦	〃 大字北野一二五四―一
〃	東 正章	三重県伊賀市西明寺五五九九―三八
〃	南谷 和孝	山辺郡山添村大字大塩六一二
〃	下村 雅清	宇陀市室生上笠間三二三〇
〃	南浦 祥登	奈良市学園中四―五四〇―一〇―一一九
〃	西谷 忠雄	京都府木津川市州見台五―九―六
〃	並河 健	天理市福住町八四二七
〃	金剛 一智	宇陀市菟田野宇賀志二四三―一
監事	山本 和宏	奈良市水間町一〇二九
〃	窪田 良蔵	〃 月ヶ瀬月瀬三一〇
〃	大西 啓司	〃 都祁白石町九一三―二
〃	森浦 崇剛	山辺郡山添村大字勝原一八三
〃	吉川 壽一	宇陀市室生下笠間二五〇
〃	小林 康裕	奈良市北村町五七七